



〈目次〉			
Family 愛 Land YOU 4月27日オープン	1	春の火災予防運動	8
マイナンバーカードに関連する業務一部停止	2	4月28日春の一斉清掃日	
林-ツ管内町村職員採用資格試験（大学卒）		体育施設のシーズン券販売	9
（仮称）上湧別学園の校歌を募集します	3	町民海外研修事業希望者募集	10
上湧別福祉会職員募集		魅力あるまちづくりスタートアップ 応援事業補助金	
育児学級に参加しませんか	4	国民健康保険の届け出	11
歯科健診・フッ素塗布		町内の高齢者福祉入所施設の空き状況	12
奨学金返還支援	5	ご存じですか？特別児童扶養手当	13
町長とのふれあいトーク	6	町を元気にさせるイベント補助	14
まちづくり出前講座		えんがるクリーンセンター 屋外粗大ゴミ置き場受け入れ期間	

Family 愛 Land YOU が4月27日にオープンします

Ⓛ 商工観光課 商工観光G 2-5866

Family 愛 Land YOU が次のとおり営業を開始します。サロマ湖が一望できる日本最北の観覧車など、たくさんの楽しい遊具をお楽しみください。皆さまのお越しをお待ちしています。

【開園期間】 4月27日（土）～10月14日（祝）
休園日は月曜日（祝日の場合は翌日）です。

【開園時間】 午前9時30分～午後5時
※9月21日（土）以降は午前9時30分～午後4時

【利用料金】 ●1日乗り放題券（3歳以上）：1,600円
●回数券（単券11枚つづり）：1,000円
※入園は無料です

【問い合わせ先】 Family 愛 Land YOU Tel 8-2455
シダックス大新東ヒューマンサービス（株）
オホーツク営業所（緑町） Tel 4-3203



マイナンバーカードに関連する業務を一部停止します

①住民税務課 住民生活G 2-5863

住基ネットシステム更新作業のため、次の日程で各窓口のマイナンバーカードに関する手続きを一部休止します。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【受付業務】

月 日	住民税務課（上湧別庁舎）	福祉課（湧別庁舎）・中湧別出張所
4月25日（木）	システム停止	
26日（金）	通常どおり	システム停止

【停止する主な業務】

- マイナンバーカードに関する業務（交付、更新、廃止）
- マイナンバーカードを利用した異動届（転入、転居）
- 電子証明書に関する業務（発行、更新、パスワード変更）

オホーツク管内町村職員採用資格試験(大学卒)が行われます

①総務課 総務G 2-2112

令和7年度オホーツク管内町村職員採用資格試験（大学卒）が次のとおり行われます。

【試験日】 7月14日（日）

【試験地】 札幌市・美幌町

【募集期間】 5月1日（水）～6月7日（金）消印有効

【願書配布期間】 5月1日（水）～6月7日（金）

【試験申込書】 次の場所に設置しています。

- ①①総務課、②福祉課およびオホーツク管内町村役場（総合支所含む）
- ②網走市役所、北見市役所（総合支所含む）、紋別市役所
- ③北海道町村会（札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6階）
- ④札幌学生職業センター（札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階）
- ⑤どさんこ交流テラス（東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館8階）
- ⑥オホーツク町村会（網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎2階）

【問い合わせ先】 オホーツク町村会 TEL 0152-44-6472

①総務課 TEL 2-2112

湧別町公式 **note**（ノート）をよろしくお願いいたします

誰でも好きな記事を見られるインターネットサイト「note（ノート）」に、湧別町公式ノートを開設しています。
文章と写真により町の風景や観光名所、産業など町の魅力を発信します。



(仮称)上湧別学園の校歌を募集します

教育委員会 教育総務課 学校教育G 5-3143

令和7年4月に上湧別地区義務教育学校「(仮称)上湧別学園」が開校する予定です。
新しい学校の開校にあたり、未来につながる新たな学校にふさわしい校歌を作ることとし、次のとおり校歌（歌詞・曲）を募集します。

【応募資格】国内在住の個人であればどなたでも応募できます。

【募集内容】上湧別学園校歌 ※校名は予定です。

【応募要領】●作詞と作曲の両方を行い応募してください。

●応募は一人につき1点までとします。

●歌詞は3番まで作成してください。

●1年生から9年生まで歌いやすい音階の曲としてください。

●応募作品は未発表かつ自作とし、他の著作権に触れないものとしてください。

●応募に係る費用は応募者の負担とし、作品は返却しません。

●採用された校歌に関する著作権など一切の権利は湧別町教育委員会に帰属します。

●その他、詳細は募集要項をご覧ください。



校歌募集

【募集期間】6月14日（金）まで（必着）

【賞 金】20万円

【提出方法】指定の応募用紙を使用し、音源と楽譜を添えて教育委員会教育総務課に提出してください。募集要項および応募用紙は、教育委員会教育総務課および町ホームページから入手できます。

上湧別福祉会の職員を募集します

④福祉課 高齢介護G 5-3761

(福)上湧別福祉会の職員を次のとおり募集します。

職種	雇用形態	募集人数	資格	勤務日数	勤務場所
調理員	シフト制	若干名	不要	月20日程度	特別養護老人ホーム湧愛園 (上湧別屯田市街地)

【給 与】月給150,000円～（年齢または経験年数、資格などで変わります）

【手当・処遇】賞与、通勤手当（2km以上）、寒冷地手当

【その他】社会保険加入、福利厚生・退職金制度あり

【応募方法】下記へ履歴書を持参ください。後日、応募者に面接日を連絡します。

【応募・問い合わせ】(福)上湧別福祉会 特別養護老人ホーム湧愛園 Tel 2-3151
〒099-6501 湧別町上湧別屯田市街地336番地の1

育児学級に参加しませんか

☎健康こども課 子育て相談G 5-3765

親子で一緒に遊びたい、お友だちに出会いたい、子育てで困ったことや不安がある。そんなときは、育児学級にご参加ください。気軽におしゃべりをしながら楽しく過ごしましょう。出産を迎える妊婦の方も大歓迎です。

クラス	湧別子育て支援センター		上湧別コミュニティセンター	
ぴよぴよ（0歳児）	毎週月曜日	午前10時00分	毎週木曜日	午前10時00分
		}		}
げんき（1歳児以上）	毎週火曜日	11時30分	毎週金曜日	11時30分

【対 象】 町内に居住する就学前の乳幼児とその保護者および妊婦の方

【申込方法】 登録制です。登録すると、どちらの育児学級にも参加できます。

- 入会申込書に必要事項をご記入のうえ、湧別子育て支援センターに直接またはファクスにてお申し込みください。随時受け付けています。
- 入会申込書は、湧別子育て支援センターまたは町ホームページに備えています。



育児学級

【申 込 先】 湧別子育て支援センター TEL 5-2432 FAX 5-2237

歯科健診・フッ素塗布を行います

☎健康こども課 子育て相談G 5-3765

1歳または歯が8本生えところから就学前までのお子さんを対象に、歯科健診・フッ素塗布を行います。希望される方は、☎健康こども課までお申し込みください。

【日程・会場】

月 日	受付時間	定員	会場	申込締切日
4月23日（火）	午後1時～1時15分	各日 5人程度	保健福祉センター （栄町）	4月16日（火）
5月28日（火）				5月21日（火）
6月25日（火）				6月18日（火）

※同日、乳幼児健診を実施しているため、受付人数を制限しています。

【方 法】 フッ素塗布は歯ブラシ法（難しい場合は綿球法）で実施します。

【料 金】 無料

【持 ち 物】 ●母子手帳 ●歯ブラシ ●問診票（申し込み後に郵送します）

【そ の 他】 フッ素塗布は4カ月の間隔で実施することを推奨しています。



町内に就職した方の奨学金返還を支援します

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、「まちの将来を担う若者」を応援するため、新たに町内で働き始めた方を対象に、奨学金の返還に対して補助しています。補助金は1年ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

【対象者】●本町に住民登録をしている方。

●初めて町内事業所などに就業し、5年以上継続して就業する見込みの方。

●大学などの在学期間中に奨学金の貸与を受け、返還を行っている方。ただし、返還に対し他から助成を受けていないこと。

●町税および使用料などに滞納がない方。

対象外 国家公務員、湧別町役場以外の地方公務員

【対象の奨学金】●独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金および第二種奨学金

●都道府県、市町村などが設ける貸与型奨学金

●生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

●その他町長が認める奨学金

【対象の期間】奨学金を返還する期間のうち、町内に住民登録を行った日以降の継続した120カ月を上限とします。

【補助額】下記3つのうち最も低い額が補助額です。

●令和6年度に返還する奨学金の額

●卒業（修了）した大学などの卒業（修了）に必要な修学年数に、4万5,000円を乗じた額

●18万円

【受付期間】最初の返還を行う日まで

※申請日より前に返還した額は補助の対象となりませんので、お早めに申請をお願いします。



奨学金返還
支援事業補助金

【申請先】㊦企画財政課

【その他】制度の内容や申請様式、必要な書類など詳しくは町ホームページでご確認ください。

農業用水路に近寄らないでください！

南兵村一区から北兵村一区の中土場川に通じる農業用水路および湧別川堤防沿いにある排水路は、農作業が終わる10月上旬まで通水していますが、コンクリートで整備されているため水の流れが速く、子どもにはとても危険です。



保護者、地域の皆さまは、「水路には絶対に近寄らない」ようご指導、ご注意をお願いします。

【問い合わせ先】㊦農政課農政G TEL 2-5861

「町長とのふれあいトーク」で語り合いませんか

㊦総務課 広報・自治会G 2-2112

まちづくりを進めるためには、行政が一方的な考え方で実施するのではなく、幅広い年齢層の多くの住民の皆さんのご意見をお聴きすることが重要と考え、まちづくりの充実を図るため、団体・グループが主催する会合などに町長が出向き直接対話する「町長とのふれあいトーク」制度を実施しています。より一層開かれた町政を行うため、皆さんのお考えをお聞かせください。

【対象】 おおむね5人以上の、町内に在住・勤務または在学する方で構成された団体・グループが主催する会合とします。なお、ふれあいトークのために結成した団体・グループも可能ですが、連絡先となる代表者を定めてください。

【日時】 午前9時から午後9時までの90分以内とします。ただし、12月30日～翌年1月4日、町議会開会中や公務の予定がある場合はお受けできません。

【場所】 町内に限ります。会場の確保、準備などは団体で準備してください。

【申込方法】 開催を希望する日の20日前までに、申し込みフォームからお申し込みいただくか、㊦総務課、㊧福祉課、各出張所でお申し込みください。

【その他】 ●公序良俗の阻害や、政治・宗教・営利が目的であるなどトークの目的に反する催しはお受けできません。

●ふれあいトークの結果は、内容を町広報紙や町ホームページなどに掲載します。

●ふれあいトークは建設的な意見交換を図っていくもので、単なる苦情や要望を受ける場ではありません。



町長とのふれあいトーク

まちづくり出前講座をご利用ください

㊦総務課 広報・自治会G 2-2112

町民の皆さんに、町政やまちづくりに関して理解を深めていただくための一つのきっかけとして、役場職員などが地区集会施設などへ伺い、指定されたメニューを分かりやすくお話しする「まちづくり出前講座」を開講しています。どうぞご利用ください。

【対象】 町内に住所を有する方、町内で働く方、学ぶ方、事業活動を営む方で、5人以上のグループとします。自治会、老人クラブ、PTA、子ども会育成会、農協・漁協・商工会の青年部や女性部、その他自主的に活動するグループ、学校の授業などに、ぜひご利用ください。

【説明者】 講座のメニュー（右ページをご覧ください）に基づき、担当課長などが説明します。

【日時】 午前9時から午後9時までの90分以内とします。ただし、12月30日～翌年1月4日、町議会開会中や公務の予定がある場合はお受けできません。

【場所】 町内に限ります。会場の確保・準備などは申込者が行ってください。

【料金】 職員に対する謝金や交通費はいただきません。ただし、施設の使用料、有料の書籍・材料費が必要な場合は、申込者が負担してください。

【申込方法】 開催を希望する日の20日前までに、申し込みフォームからお申し込みいただくか、㊦総務課、㊧福祉課、各出張所でお申し込みください。



まちづくり出前講座

◆令和6年度出前講座のメニュー表

No	講座内容	担当課など
1	情報公開制度の利用方法	総務課・選挙管理委員会
2	国や地方の選挙のしくみ（選挙の種類、投票方法）	
3	防災対策 ●防災の基礎知識 ●町の防災対策 ●自主防災組織の取り組み ●災害図上訓練（DIG）体験 ●避難所運営ゲーム（HUG）体験	
4	自治基本条例（自治基本条例の内容、自治基本条例の必要性 など）	企画財政課
5	総合計画（基本構想・基本計画）と将来展望	
6	行政改革の取り組み	
7	まちの家計簿（予算、決算、貯金、借金など） ※1月～3月は受け付けできません。	
8	町税のしくみ（町道民税・固定資産税・納税の方法） ※1月～3月は受け付けできません。	住民税務課
9	まちのごみ事情（収集方法・減量化・リサイクルの推進）	
10	交通安全運動（普及）、交通マナー、防犯	
11	国民年金のしくみ	
12	ゆうべつの農業の概要（畑作、酪農、歴史、振興対策）	農政課
13	ゆうべつの商工業の概要（歴史、振興対策）	商工観光課
14	ゆうべつの観光の概要（歴史、資源、振興対策）	
15	消費者相談（悪徳商法への対策、被害の対処）	
16	公営住宅整備計画	建設課
17	まちの水道のしくみ	水道課
18	まちの下水道の役割、しくみ	
19	町議会のしくみ（議会の構成、議員の役割）	議会事務局・監査
20	監査のしくみ（監査委員の職務、監査の種類）	
21	高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護制度	福祉課
22	介護保険制度のしくみ、町内介護サービス提供事業者の状況	
23	認知症予防（物忘れと老化、認知症への理解）	
24	医療保険制度 （国民健康保険、後期高齢者医療制度、乳幼児医療、ひとり親医療保険）	健康子ども課
25	町で実施している各種健（検）診と結果のみかた	
26	子育て支援センター・児童センターの機能と利用	
27	ゆうべつの保育（入所、保育活動、保育所の運営）	
28	ゆうべつの林業の概要（歴史、森林の多様な役割、振興対策）	水産林務課
29	鳥獣の保護、緑化の保全	
30	ゆうべつの漁業の概要（歴史、つくり育てる漁業、振興対策）	
31	教育委員会のしくみ、教育目標、教育予算	教育総務課
32	義務教育学校（小中一貫教育の推進）	
33	中高一貫教育（成果と課題、湧別高校存続対策）	
34	学校給食における食育（献立と地元食材の活用）	
35	就学・修学支援制度	
36	生涯学習のすすめ	
37	気軽にできるスポーツ、レクリエーションの普及啓発	社会教育課
38	社会教育団体、スポーツ団体の活動紹介	
39	図書館の役割・利用	
40	学芸員講座（湧別の歴史・文化財）	

春の火災予防運動を実施します

遠軽地区広域組合 消防署 湧別出張所 5-2338・上湧別出張所 2-4111

春は空気が乾燥し、強風が吹くなど火災が発生しやすい季節です。火気の取り扱いには十分注意し、財産だけでなく生命をも奪う火災を防止しましょう。普段の生活の中で防火に関する意識を高め、火災予防にご協力をお願いします。

消防署湧別出張所、上湧別出張所、湧別町消防団は火災予防運動期間中、次のことを実施します。

【運動期間】 4月20日（土）～30日（火）

【運動内容】 ①大サイレン吹鳴 運動期間中の午後8時に大サイレンを一斉吹鳴
②消防職員による啓蒙 運動期間中、消防車両が警鐘・音声により町内を巡回します。
③火災予防パレード 消防車両が町内一円をパレードします（予定）
④防災メール 4月20日（土）に防災メールを活用し予防広報を実施します。

【標 語】 組合統一標語 「後でより 今が大切 火の始末」
全国統一標語 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

〈ゴミの違法焼却はやめてください〉

野焼き（場所や量にかかわらず、決められた施設以外でゴミを燃やす行為）が原因で火災になるケースが多発しています。営農以外の野焼きは禁止されています。

営農のため、やむなく実施する場合は、必ず最寄りの消防署に届け出てください。

4月28日は春の一斉清掃日です

㊤住民税務課 住民生活G 2-5863

春の一斉清掃を4月28日（日）に実施します。午前8時に全町一斉にサイレンが鳴りますので、これを合図に出役し、自宅周辺道路などに散乱しているゴミを集め、きれいな町にしましょう。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

【注意事項】

- ゴミは中身が見える透明または半透明のゴミ袋に入れてください。
- 肥料袋などを使用する場合は、自治会に配布済みの「清掃シール」を貼り付け、口を開けたままにしておいてください。
- 土砂はできるだけ道路わきの土のある場所へ戻してください。
- 資源ぶつとして排出できるゴミは、極力分別して資源ぶつの日に排出してください。
- 燃やすゴミと燃やさないゴミは、極力分別して排出してください。
(例) 汚れたペットボトル : 燃やすゴミ
汚れた空き缶、空きびん : 燃やさないゴミ
- 集めたゴミは、上湧別地区はゴミステーションの足元に、湧別地区は資源ぶつの回収拠点に置いてください。一斉清掃で集めたゴミのみ回収します。
- 事業所においても、清掃日までには清掃のご協力をお願いします。
- 雨などで中止の場合は、サイレンが鳴りません。※延期はしません

体育施設のシーズン券を販売します

教育委員会 社会教育課 社会教育 G 5-3132

町内体育施設のシーズン券の購入を希望される方は、次のとおりお申し込みください。

【対象施設・申し込み窓口】

施設名	申し込み窓口
①五鹿山パークゴルフ場	TEL2-3111 または 指定管理者(シダックス大新東ヒューマンサービス(株)オホーツク営業所) TEL4-3203
②芭露パークゴルフ場	芭露畜産研修センター TEL6-2353 または 指定管理者(シダックス大新東ヒューマンサービス(株)オホーツク営業所) TEL4-3203
③湧別総合体育館 (アリーナ、トレーニング室)	TEL5-2229
④芭露ファミリースポーツセンター (アリーナ)	芭露畜産研修センター TEL6-2353
⑤中湧別総合体育館 (アリーナ、トレーニング室、 ふれあい集会室、いきがい集会室)	TEL2-4186
⑥上湧別農村環境改善センター (多目的ホール)	TEL2-4506
⑦湧別プール	湧別総合体育館 TEL5-2229

【利用料金】 町民の個人利用料金です。高校生以下は**無料**です。

区分	料金 (大人)	期間
①・②共通	1日券：300円 シーズン券：3,000円	利用期間は4月下旬～11月中旬予定です ※コース状態により変わります 夏期(5月1日～10月31日)の 料金です
③～⑥共通	1日券：100円 シーズン券：2,000円	
⑦のみ	1回券：100円 シーズン券：2,000円	
③～⑦共通	共通(シーズン)券：3,800円	

【その他】 ①・②は、上湧別パークゴルフ協会に加入されている方は協会で行います。

【問い合わせ先】 上記の施設窓口のほか、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス(株)オホーツク営業所 (TEL4-3203) までご連絡ください。

《営業時間》 平日：午前9時～正午/午後1時～4時

※土・日・祝日は定休日です

町民海外研修事業希望者を募集します

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

諸外国の産業、教育、文化などの状況を広く視察研修し、国際的視野を広めることを目的とした海外研修事業に要する費用の一部を助成しています。

次のとおり希望者を募集しますので、ぜひご活用ください。



町民海外研修事業

【定員】2人

【研修期間】令和7年3月31日までに出発する1カ月以内の視察研修または2カ年以内の実習

- 【研修対象者】
- ①湧別町民で令和6年4月1日現在の年齢が18歳以上であること
 - ②心身が健康で長期の旅行に耐えられること
 - ③事業の成果を地域活動に発揮することが期待できること
 - ④申し込みを希望する方の世帯に国税、地方税および地方公共団体に納付すべき使用料などの滞納がないこと
 - ⑤過去にこの事業を活用したことがないこと

【申込方法】申込書に必要事項を記入し、研修日程・研修費用・履歴書を添付のうえ、企画財政課未来づくりグループまで提出してください。申込書は㊦企画財政課未来づくりグループに備えてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】随時受付をしますが、定員になり次第締め切ります。

【町負担額】事業に必要な費用のうち2分の1以内の額を町が負担しますが、その限度額は20万円とします。

【決定】先着により審査のうえ、承認の有無を決定し通知します。

～新しい取り組みのスタートを応援します～ 魅力あるまちづくりスタートアップ応援事業補助金

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、地域資源の活用や地域の活性化などに取り組む方を応援するため、「魅力あるまちづくりスタートアップ応援事業補助金」を実施します。町内の豊富な資源を活用した、新たな取り組みに挑戦する方をお待ちしています。

【対象事業】

事業区分	対象事業の例
地域資源付加価値向上事業 ●地域資源を活用した新製品や新サービスの開発 ●地域資源の付加価値を高める研究 ●販路の拡大、新規開拓	●地域資源を活用した加工品の試作、開発 ●6次産業化などに関する調査、研究 ●販路拡大に向けた市場調査
イメージアップ支援事業 ●町および地域資源のイメージを高める事業	●製品パッケージの制作
産業間連携事業 ●産業間の連携を推進する事業	●他産業の技術転用に向けた研究、他産業と連携した製品の開発

【補助内容】※町税などの未納がある方などは対象外です。

対象者	対象経費	補助額
町内に住所を有する個人 町内に住所を有する個人で構成する団体	●試作品の製造に必要な原材料費 ●機械・器具などの購入費 ●デザインの開発・設計費	対象経費の4分の3 (上限100万円)
町内に独立した事業所を有する法人	●マーケティングなどの調査委託費 ●先進事例調査などにとまなう旅費 など	対象経費の2分の1 (上限100万円)

【対象事業】5月20日(月)までに所定の事業計画書を㊦企画財政課へ提出してください。
提出書類の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

- 【注意事項】
- 事業計画の審査結果は、5月下旬ごろに通知します。
 - 事業計画が承認された場合、補助金の交付決定を受けるまで事業を開始することはできません。
 - 原則、補助金の交付は事業完了後となりますが、必要であれば事前に概算払いを受けられます。



魅力あるまちづくり
カブアップ 応援補助金

国民健康保険の届け出は忘れていませんか

㊦健康こども課 医療G 5-3765

- 【届け出が必要なとき】
- 会社を退職したり自営業を始めたりするとき(国民健康保険(国保)の加入)
 - 就職して職場の健康保険などに加入したとき(国保の脱退)
 - 世帯構成が変更になったとき(負担割合や保険税が変わることがあります)

【届け出に必要なもの】下記のものを持って14日以内に忘れずに届け出を行ってください。

◆国保に加入する場合

- 事業所で発行する資格喪失証明書や離職証明書など、加入していた健康保険の資格喪失日を証明するもの
※国保加入の届け出が遅れると、保険証がない期間の医療費は全額自己負担となります。
※保険税は職場の健康保険を脱退したときまでさかのぼって課税されます。届け出をしたときからではありません。

◆国保を脱退する場合

- 事業所で発行する資格取得証明書など、就職先の健康保険の資格取得日を証明するもの
- 脱退する方の国保の保険証
※職場の健康保険に加入した人が国保脱退の届け出が遅れると、保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受ける場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費を返していただくこととなります。
※届け出が遅れると保険税が課税されたままになりますので、忘れないように手続きをしてください。

【手続き場所】㊦健康こども課、㊧住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

町内の高齢者福祉入所施設の空き状況

(湧)福祉課 高齢介護G 5-3761

3月26日現在の町内高齢者福祉入所施設の空き状況は次のとおりです（現在とは異なる場合があります）。待機者がいても、空床・室数に空きがある施設に入所できる場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

分類	事業所名	住所	電話番号	定員・室数	空床・空室	待機者		
						すぐに入居を希望する方	すぐに入居を希望しない方	合計
特別養護老人ホーム ※1	湧別オホーツク園	東	5-3660	40人	0	20	22	42
	湧別オホーツク園 リラの杜 ※3			20人	0	2	1	3
	湖水の杜 ※3	芭露	4-5525	20人	0	2	1	3
	湧愛園	上湧別 屯田市街地	2-3151	40人	0	13	24	37
	湧愛園ちゅーりっぷの里 ※3			20人	0	9	14	23
グループホーム ※2	上湧別館 ※3	中湧別北町	4-2070	18人	0	3	2	5
有料老人ホーム	向日葵	中湧別東町	8-7725	38人	0	0	0	0
	リビングケア・オリーブ	中湧別中町	4-1760	1人用 13室	0	0	0	0
夫婦用 2室	2			0	0	0		
高齢者賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	芭露	4-5525	5人	0	5	4	9
	ケアハウス来夢 ※4	上湧別 屯田市街地	4-1100	1人用 24室	0	26	7	33
				夫婦用 3室	0	1	4	5

※1 入所するには原則要介護3～5の認定が必要な施設です。

※2 入所するには要介護認定が必要な施設です。

※3 地域密着型施設のため、湧別町民の方のみが入所できる施設です。

※4 日常生活で自立している方が入所できる施設です。（要介護者は入所できない場合があります。）

ご存じですか？特別児童扶養手当

㊟福祉課 福祉G 5-3761

特別児童扶養手当は、障がいをもつ児童の健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護・養育している方に支給される手当です。受給するには申請が必要です。ただし、児童の障がいの状態によって受給できるかどうかが決まります。

【受給資格】身体や精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母または父母以外の養育者

対象外 ●父、母または養育者の住所が日本国内にないとき

- 対象児童の住所が日本国内にないとき
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けているとき
- 対象児童が児童福祉施設などに入所しているとき

※受給資格者（保護者）や扶養義務者の所得により、支給されない場合があります。

【対象者】障がいの状態が下記のいずれかに該当する方。手帳が無くても申請できます。

- 1級：おおむね身体障害者手帳1級・2級の障がい、療育手帳A判定か同程度の精神障がい
- 2級：おおむね身体障害者手帳3級・4級の一部の障がい、療育手帳B判定か同程度の精神障がい

【支給額】1級：対象児童1人あたり月額55,350円

2級：対象児童1人あたり月額36,860円

※物価変動などにより改正される場合があります

【支給日】

支給対象月	支給日
4月～ 7月分	8月11日
8月～ 11月分	11月11日
12月～翌年3月分	翌年4月11日

※指定された金融機関口座に振り込まれます。

※支給日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日に振り込まれます。

【申請方法】申請に必要な書類などは㊟福祉課までお問い合わせください。

4月は再配達削減PR月間です

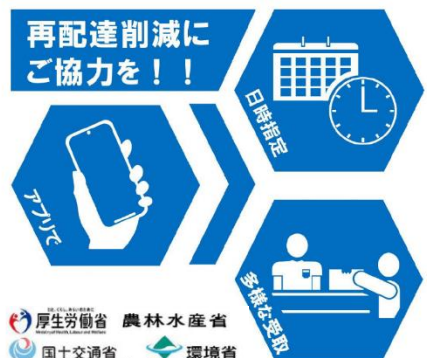
国土交通省では4月を「再配達削減PR月間」として、さまざまな関係者の連携により再配達削減に向けた取り組みを強力に推進しています。配達を1回で受け取り再配達を削減できるように、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

㊟企画財政課企画財政G Tel 2-5862



詳細はこちら



町を元気にさせるイベントに経費の一部を補助します

㊦商工観光課 商工観光G 2-5866

町全体を元気にする目的をもった町内に活動拠点がある団体や事業者、町民の皆さんで組織する実行委員会などが実施するイベントに対して、その経費の一部を補助します。

次に掲げる内容に沿って、皆さんの知恵とアイデアで楽しい企画を考えて応募してください。

- 【実施条件】**
- 国や北海道が示す新型コロナウイルス感染症対策の対処方針などを遵守すること。
 - 全町民を参加対象とすること。
 - 令和7年3月31日（月）までに実施すること。

【イベントの例】 ○○祭り、縁日、マルシェ、○○ステージ、ドライブインシアター、フリーマーケット など

【対象経費】

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策衛生費 ●出演料 ●広告宣伝費 ●機材借上料 ●会場使用料 ●打上花火代 （打上花火のみのイベントは対象外）など 	<ul style="list-style-type: none"> ●人件費 ●飲食費 ●キャンセル料 ●物販に係る原材料費 ●備品購入費 ●消耗品費（コロナ対策衛生費は対象）など

【補助額】 ※前年度から補助率などが変更になっています。

補助対象となる経費を合算した額の7.5割以内（1イベントあたり最大50万円）、そのうち出演料については、10万円が限度額になります。事業（イベント）実施後、支出内容を確認してから補助金をお支払いします。
ただし、1実施団体あたり、補助合計額は50万円を限度とします。
補助回数の制限はありません。

【応募方法】 次の書類を提出してください。

- 申請書 ●事業計画書 ●事業予算書
- ※また、予算額に達した場合は受け付けを終了します。

【内容審査】 申請内容を書類および聞き取りにより審査し、その結果を後日通知します。

えんがるクリーンセンター 屋外粗大ゴミ置き場の受け入れ期間

えんがるクリーンセンター 0158-42-3579

えんがるクリーンセンターにおける、屋外粗大ゴミ置き場の受け入れは次のとおりです。

【受入期間】 5月4日（土）～11月上旬

- ※屋外粗大ゴミ搬入の際は、係員の指示に従ってください。
- ※燃やす粗大ゴミは、種類や大きさ、搬入量によっては受け入れできない場合がありますので搬入する際は、事前にご連絡（Tel 0158-42-3579）ください。

